

## 事業者 殿

一般社団法人山口県労働基準協会

## フルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育(全課程) 開催のご案内

労働安全衛生法では、事業者は「高さが2メートル以上の箇所であつて作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務」（労働安全衛生規則第36条第41号）に従事する労働者に対して安全に関する特別の教育を行わなければならないことが義務づけられています。

そこで、労働安全衛生法第59条並びに労働安全衛生規則第36条に基づき、標記教育を下記のとおり実施いたしますので、当該業務に従事される方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びにご案内をいたします。

## 記

- 開催日時 令和5年3月6日(月)
- 開催場所 山口県立東部高等産業技術学校 周南市瀬戸見町15-1 Tel 0834-28-2233
- 教育時間割

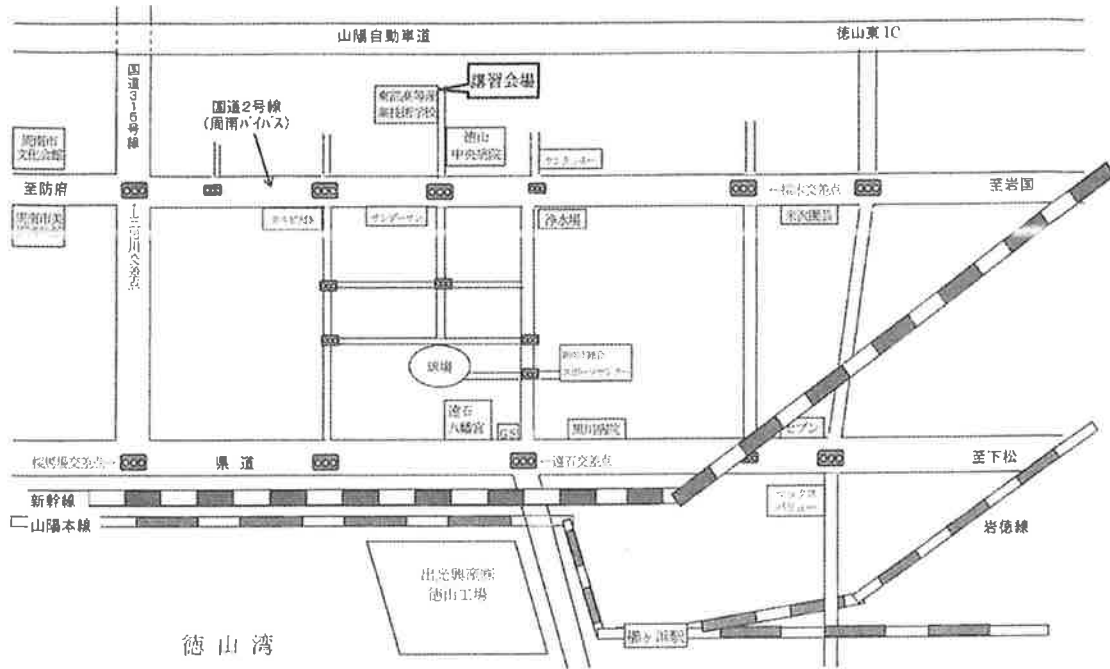
時間	講習科目	時間数
8:40~8:50	オリエンテーション	
8:50~9:50	作業に関する知識	1時間
10:00~11:00 11:10~12:10	墜落制止用器具(フルハーネス型に限る)に関する知識	2時間
12:50~13:50	労働災害防止に関する知識	1時間
14:00~14:30	関係法令	0.5時間
14:50~16:20	墜落制止用器具の使用法等	1.5時間

- 受講料 会員 7,700円(税込) 非会員 9,900円(税込)
- テキスト代 「フルハーネス型墜落制止用器具の知識」定価 990円(税込)  
【使用テキスト版数 第3版 R3. 6. 30発行】
- 受講定員 30名(定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。)
- 申込期限 令和5年2月10日(金)~2月24日(金)
- 申込方法 別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて当支部までお申し込みください。  
※受講を中止・欠席された場合は、原則として受講料は返金できません。
- 申込先 (一社)山口県労働基準協会徳山支部  
〒745-0062 周南市月丘町3-5 岡寺ビル3F  
Tel 0834-31-2383 Fax 0834-31-2381

## 10. 注意事項

- 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- 実技教育がありますので、墜落制止用器具(ハネ形)、ヘルメット、作業服、安全靴、手袋(軍手)をご持参ください。  
※フルハーネス型安全帯は、旧構造規格適合品も可(安全帯の規格、墜落制止用器具の規格)
- 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。

講習会場案内図（山口県立東部高等産業技術学校）



山口県立東部高等産業技術学校配置図

